

奈良県「次世代自動車充電インフラ整備計画」

奈良県のビジョンを次ページ以降に公開します。

奈良県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【奈良県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→奈良県》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《奈良県》](#)
- ③「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡 [《奈良県→申請者》](#)
- ④申請 [《申請者→センター》](#)
 - ・申請者は、申請書類に自治体から[付与された管理ナンバーを記載し](#)、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑤申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、奈良県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

奈良県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：地域振興部 エネルギー政策課
電話番号：0742-27-8016

奈良県次世代自動車充電インフラ整備計画

奈良県

1. 次世代自動車充電インフラ整備計画策定の趣旨

(1) 整備計画策定の目的

県内における電気自動車やプラグインハイブリッド自動車（以下「EV等」という。）の普及促進と交通・生活の利便性の向上を目指し、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を積極的に活用して、民間事業者等によるEV等に必要な充電設備の整備の効果的な促進を図るため、奈良県における次世代自動車充電インフラ整備計画（以下、計画という。）」を策定します。

なお、計画については、今後の充電インフラの整備状況やEV等の普及状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととします。

(2) 対象要件

①地域

奈良県全域（高速道路については、NEXCO 西日本関西支社が必要に応じて検討されるため、計画の対象外）

②期間

計画の公表から「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」終了まで

③機器

急速充電器及び普通充電器

④ 計画の対象となる設置場所及び設置箇所数

5. 計画の対象となるリストのとおり

⑤ 計画の対象となる充電設備の要件

以下の公共性の要件をすべて満たす充電設備であり、一般社団法人次世代自動車振興センターが承認するもの

- 充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- 充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- 充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入などを条件にしていないこと。（ただし、駐車料金等の徴収は可とします。）
- 利用者を限定していないこと（ただし、会員制等であってもその場で料金を支払うことで、誰でも充電設備を利用できる場合は、条件を満たすものとしします。）

2. 県内の充電インフラ整備状況（平成25年7月現在）

○急速充電器 7箇所

○普通充電器 46箇所 計53箇所

3. 計画の基本的な考え方

奈良県内の充電器の整備にあたっては、「電欠」を防ぐとともに、EV等の円滑な走行を図るため、公共性を有する整備計画に基づく充電器を整備します。

- 利用用途や立地条件から、「移動経路における充電」、「目的地における充電」に区分します。
- 充電器の設置については、基数ではなく箇所数で管理するため、設置箇所1箇所につき複数の充電器の設置が可能。

4. 計画の対象となる設置場所の考え方

(1) 移動経路における充電 各路線毎・・・122箇所

主要な中・長距離の移動途中に継ぎ足しで行う充電で、市町村間の主要走行ルートとなる幹線道路（国道及び主要地方道）を中心に、電欠なく移動できるように整備する。

【充電器の設置等】

- ・ 移動経路における充電は、急速充電器の設置が望ましいが、近隣の充電器設置状況や施設の特性等により普通充電器の設置も可能
- ・ 目的地充電を兼ねる場合など、1箇所に複数の充電器の設置が可能。

① 国道及び主要地方道沿いへの整備

以下の条件により設置箇所数を算定する。

【設置の考え方】

- ・ 10km～30km間隔に充電設備を1～2箇所整備

(設置間隔) 国が示した「充電インフラ整備に関するモデルプラン」の考え方を参考に、以下の算出方法により必要設置数を算出する。

$$-0.00064 \times (\text{交通量【台/日】}) + 38.8$$

(箇所数) 交通量30,000台/1日以上の路線に対しては2箇所

(国道) 県内路線延長が10km以上の国道

(主要地方道) 24時間の交通量が7千台を超え、県内路線延長が7km以上の県道

※平成22年度「道路センサス報告書（全国道路・街路交通情勢調査）参照 県土木部

【想定施設】

道の駅、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、自動車販売店、大規模商業施設等

②高速道路インターチェンジ付近の整備

【設置の考え方】

- ・周辺3kmに充電設備を2箇所整備

(2) 目的地における充電 市町村毎・・・305箇所

移動の目的地での中・長時間の滞在や駐車場所で利用する充電で、不特定多数の者が利用する地域、施設を中心に交通、生活の利便性を図るために整備する。

【充電器の設置等】

- ・施設の利用目的、滞在時間に応じて普通充電器または急速充電器を整備。
- ・必要に応じて、1箇所に複数の充電器の整備が可能。

① 県内全域市町村への整備

国が示した「充電インフラ整備に関するモデルプラン」の考え方を基に、EV等の普及台数に関する「人口」、交通量に関する「事業所数」及び走行距離に関する「面積」を指標基準とし、以下の条件により市町村別に設置箇所数を算定する。

【設置の考え方】

- ・人口、事業所数の多い都市部は5km×5kmメッシュに対し、充電設備を1箇所整備
- ・それ以外の都市については、人口、事業所数、面積を考慮し、以下の算出方法により必要設置数を算出する。

(充電器設置箇所数) = $0.0006 \times ST$ 評価指数 + 0.822

(ST 評価指数) = $\text{面積}^{0.68} \times \text{人口}^{0.2} \times \text{事業所数}^{0.19}$

【想定施設】

道の駅、公共施設、観光施設、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、宿泊施設、自動車販売店、ゴルフ場、大規模商業施設、駐車場、病院、災害時に活用できるメガソーラー発電所周辺等

※上記想定施設のすべてに充電器が設置されることが望ましいが、この整備計画が当面の計画であることから、民間事業者等の充電設備計画を参考にしながら算定。

(3) 設置箇所数

急速充電設備または普通充電設備の新設 427箇所

(① 移動経路における充電122箇所+②目的地における充電305箇所)

5. 計画の対象となるリスト（想定する充電器の設置箇所）

① 移動経路における充電器設置箇所

122箇所

（国道及び主要地方道）

路線名	設置場所	充電器の種類	充電器の設置数（箇所）	間隔（km）
国道	国道 24 号	急速又は普通充電器	16	10
国道	国道 25 号	急速又は普通充電器	17	10
国道	国道 165 号	急速又は普通充電器	11	10
国道	国道 166 号	急速又は普通充電器	2	20
国道	国道 168 号	急速又は普通充電器	6	20
国道	国道 169 号	急速又は普通充電器	6	20
国道	国道 308 号	急速又は普通充電器	6	10
国道	国道 309 号	急速又は普通充電器	3	30
国道	国道 369 号	急速又は普通充電器	18	10
国道	国道 370 号	急速又は普通充電器	1	30
国道	国道 425 号	急速又は普通充電器	3	30
主要地方道	奈良生駒線	急速又は普通充電器	2	10
主要地方道	奈良精華線	急速又は普通充電器	1	10
主要地方道	大和高田斑鳩線	急速又は普通充電器	1	20
主要地方道	枚方大和郡山線	急速又は普通充電器	1	20
主要地方道	奈良大和郡山斑鳩線	急速又は普通充電器	1	20
主要地方道	桜井田原本王寺線	急速又は普通充電器	1	30
主要地方道	桜井明日香吉野線	急速又は普通充電器	1	30
主要地方道	奈良名張線	急速又は普通充電器	1	30
主要地方道	吉野室生寺針線	急速又は普通充電器	2	30
主要地方道	御所香芝線	急速又は普通充電器	1	20
主要地方道	榛原菟田野御杖線	急速又は普通充電器	1	30
主要地方道	橿原高取線	急速又は普通充電器	1	20
主要地方道	天理王寺線	急速又は普通充電器	1	20
主要地方道	桜井吉野線	急速又は普通充電器	1	30
主要地方道	大和高田桜井線	急速又は普通充電器	1	20
主要地方道	天理環状線	急速又は普通充電器	1	30
主要地方道	中和幹線	急速又は普通充電器	1	20
	計		108	

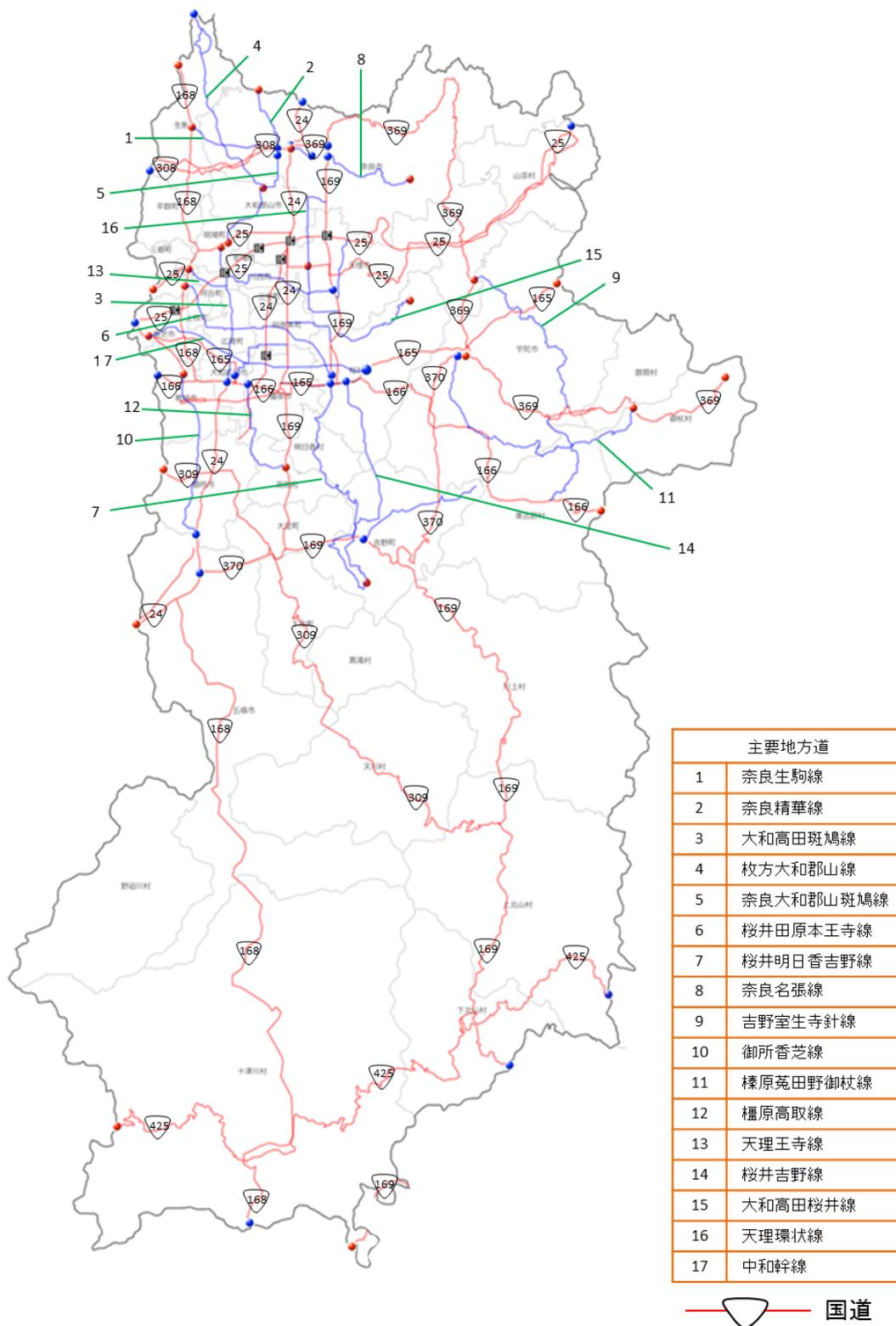
(高速道路インターチェンジ付近)

設置場所	充電器の種類	充電器の設置箇所数
西名阪自動車道 郡山 IC	急速又は普通充電器	2
西名阪自動車道 大和まはろばスマート IC	急速又は普通充電器	2
西名阪自動車道 天理 IC	急速又は普通充電器	2
西名阪自動車道 法隆寺 IC	急速又は普通充電器	2
西名阪自動車道 香芝 IC	急速又は普通充電器	2
京奈和自動車道 郡山南 IC	急速又は普通充電器	2
京奈和自動車道 橿原北 IC	急速又は普通充電器	2
	計	14

② 目的地における充電器設置箇所 305箇所

市町村名	充電器の種類	充電器の設置箇所数	市町村名	充電器の種類	充電器設置箇所数
奈良市	急速又は普通充電器	51	曽爾村	急速又は普通充電器	4
大和高田市	急速又は普通充電器	6	御杖村	急速又は普通充電器	4
大和郡山市	急速又は普通充電器	11	高取町	急速又は普通充電器	4
天理市	急速又は普通充電器	13	明日香村	急速又は普通充電器	5
橿原市	急速又は普通充電器	15	上牧町	急速又は普通充電器	5
桜井市	急速又は普通充電器	7	王寺町	急速又は普通充電器	5
五條市	急速又は普通充電器	17	広陵町	急速又は普通充電器	4
御所市	急速又は普通充電器	6	河合町	急速又は普通充電器	5
生駒市	急速又は普通充電器	25	吉野町	急速又は普通充電器	6
香芝市	急速又は普通充電器	9	大淀町	急速又は普通充電器	7
葛城市	急速又は普通充電器	10	下市町	急速又は普通充電器	3
宇陀市	急速又は普通充電器	10	黒滝村	急速又は普通充電器	3
山添村	急速又は普通充電器	6	天川村	急速又は普通充電器	5
平群町	急速又は普通充電器	10	野迫川村	急速又は普通充電器	3
三郷町	急速又は普通充電器	5	十津川村	急速又は普通充電器	5
斑鳩町	急速又は普通充電器	5	下北山村	急速又は普通充電器	2
安堵町	急速又は普通充電器	3	上北山村	急速又は普通充電器	3
川西町	急速又は普通充電器	3	川上村	急速又は普通充電器	3
三宅町	急速又は普通充電器	4	東吉野村	急速又は普通充電器	5
田原本町	急速又は普通充電器	8	合計		305

整備計画マップ(①移動経路における充電器設置箇所)



整備計画マップ(②目的地における充電器設置箇所)

